市川市庁舎整備基本構想

平成 2 5 年 9 月 市 川 市

第4章 新庁舎の規模

新庁舎の規模(執務室等の面積)は、『おおよそ 33,000~36,000 ㎡』とする (注:建物内の駐車場は除いた面積)

現在の庁舎では、分散や狭あいにより、バリアフリー化や円滑な行政活動に支障をきたしていることから、各諸室の利用状況や混雑状況、あるいは狭あいしている実態を整理し、これを解決するために必要な新庁舎に想定される面積は、約33,000 ㎡となりました。

しかし、新庁舎規模の算定にあたっては、行政需要の変化や地方分権の更なる推進など、将来の様々な社会変化にも対応できるよう、ある程度将来を見越した規模にしていく必要があることから、銀行等から融資を受けて建設事業を行うにあたり、国が同意する基準(国基準)の面積である約 36,000 ㎡まで確保するという考えもあります。

したがって、新庁舎の規模については、合理化・効率化・省力化された庁舎運営を念頭に、現在抱えている課題の解決に必要な面積である約33,000 ㎡を基本として、第6章に定める建設計画をまとめるものとします。

なお、今後、設計を行うにあたっては、国が基準とする面積 約 36,000 ㎡を上限としたなかで、具体的に実現される機能や費用などを総合的に考慮しながら、最終的な庁舎規模を精査するものとします。

また、これは、執務室、会議室、受付窓口、廊下、階段など、庁舎という建物として機能するために必要な面積です。地下駐車場など、建物内に駐車場を設置する場合には、その面積は除きます。

1 規模算定の基本条件

表 4-1 基本条件一覧

推計職員数	1,600 人 (平成 38 年推計値)				
	(本庁舎と一体で機能する部署の職員数とし、支所などの外部				
	施設は除く)				
推計人口	44 万人 (平成 37 年推計値 平成 24 年度人口推計より)				
議員定数	42 人 (現定数)				

(1) 推計職員数

本市の職員数については、人件費による財政負担を軽減するため、平成 10 年以降、職員数 (定員) の適正化を図ってきました。

新庁舎が完成するおおよそ 10 年後の将来においては、行政組織改革や業務の効率化、人口減に

より、業務量の減少も見込まれますが、反面、地方分権改革に伴って国、県から移譲される業務の増加のほか、高齢者の増加や年齢構成の変化に対応するため新たな施策が展開されるため、業務量に大きな変化が生じないことが予想されます。

また、適正な庁舎規模を算定していくため、現状で分散している庁舎から新庁舎へ統合していく 部署を見極めながら、職員数の推計を行いました。

① 新庁舎へ統合する部署

本来、市役所の行政組織は、サービスの対象者や内容、業務の性質から、『本庁舎と一体で機能する部署(例 主に全庁的な政策形成や管理を行う部門、市民生活に必要な窓口部門など)』と、『本庁舎と独立して機能する部署(例 支所、出張所、図書館、保育園など)』に分類されます。

新庁舎整備の検討にあたっては、単に庁舎の狭あいによって、9ヵ所に分散している建物を統合するだけではなく、市役所の組織を整理し、『本庁舎と一体で機能する部署』を新庁舎へできる限り集約することとします。

なお、市ではサービスを提供する外部の市民窓口施設として、行徳支所、大柏出張所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンターと3ヵ所の市民課窓口連絡所を設置しており、これら外部の市民窓口施設については継続し、新庁舎とともに更なる行政サービスの向上に努めてまいります。

② 新庁舎へ配置する職員数

将来的な職員構成にあたっては、公的年金制度の改正によって、支給開始年齢が段階的に引き上げられる(平成 37 年まで)ことを踏まえ、退職後の再雇用などこれに起因する職員数の変動等を考慮する必要があります。

新庁舎に配置する職員数については、「① 新庁舎へ統合する部署」を対象に、このような要因をも考慮し、将来職員数の推計値は1,600人とします。

(2) 推計人口

本市の人口の推移については、平成 24 年度に実施した人口推計から、今後は、少子高齢化の進展により、老年人口の割合が増加し、反面、年少人口の割合が減少する傾向となります。

総人口については、現在から 12 年後の平成 37 年には、約 3 万人減少した 44 万人前後に推移することを予想しています。

このため、庁舎整備の検討にあたっては、本市の将来人口は 44 万人と想定することとします。

(3)議員定数

議員定数については、現状どおり42人とします。

2 算定方法および算定結果

(1) 算定方法

新庁舎の規模については、「第3章 新庁舎の機能整備の方針」に定めた各機能ごとに必要な面積を考慮しつつ、おおむねの全体面積を推計することとしました。

このため、次の4つの算定方法によって、機能ごとに必要な面積を積み上げた合計により、おおむねの新庁舎の規模を検討しています。

また、建設候補地 4 案が、本章で検討した新庁舎に必要な規模を確保できるか、各案における 最大建築可能面積などを見据えた中で、あわせて検討を行うこととしました。

《 合計面積を推計するための4つの算定方法 》

- (1)『現在の庁舎の面積』
- (2) 『現在の庁舎の混雑状況や狭あいなどの課題を考慮し、必要と思われる面積』 (現庁舎の課題解決に必要な面積)
- (3) 『総務省の地方債同意等基準(22年度)及び国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』 (総務省・国交省の基準面積)
- (4) 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市の平均を本市に適用したもの』 (他市新庁舎の平均面積)

《 第3章に定めた機能整備の方針のうち面積算定が必要な項目一覧 》

表 4-2 面積算定が必要な項目一覧

ひゃと 回信弁だが必要の項目 見						
基本方針		機能整備の方針	面積算定が必要なもの			
1	利用しやすい庁舎	1 窓口機能の整備	①総合窓口			
			②待合空間			
		2 相談機能の整備	③相談室			
2	人にやさしい庁舎	4 移動しやすい空間の整備	④共用部分(廊下・階段・ロビー等)			
		5 利用しやすい設備の整備	⑤トイレ			
			⑥授乳室・キッズスペース			
3	親しまれる庁舎	7 協働・交流機能の整備	⑦多目的スペース・市民活動支援スペース			
			⑧食堂・売店			
		8 情報発信機能の整備	⑨総合情報コーナー			
		9 議会施設の整備	⑩議場等			
4	機能的・効率的な	10 執務空間の整備	⑪執務室			
	庁舎		⑫打ち合せ等共有スペース			
		11 会議室等の整備	⑬会議室			
			仙倉庫・書庫			
		12 情報・通信基盤の整備	⑤情報管理室			
5	安全・安心な庁舎	14 災害対策本部機能の整備	⑯災害対策本部室・備蓄倉庫			
機能整備の方針はないが庁舎として整備するその他の			⑪電気室・機械室等			
諸	室		⑱給湯室・更衣室・守衛室等			

(2) 算定結果

(1) \sim (4) の算定方法による結果をまとめると表 4-3 のとおりとなります。

表 4-3 各算定方法による延床面積

	算定方法(1)	算定方法(2)	算定方法(3)	算定方法(4)
機能整備の方針	現在の庁舎の	現庁舎の課題解	総務省・国交省の	他市新庁舎の
	面積	決に必要な面積	基準面積	平均面積
①総合窓口	(共有部分に含む)	370 m²	(⑬に含む)	560 m²
②待合空間	143 m²	600 m²	(⑬に含む)	630 m²
③相談室	153 m²	490 m²	(⑬に含む)	210 m²
④共用部分(廊下・階段・ロビー等)	4, 787 m²	9, 230 m²	9,530 m²	9,480 m²
⑤トイレ	614 m²	1, 120 m²	(⑬に含む)	1, 150 m²
⑥授乳室・キッズスペース	77 m²	80 m²	(⑬に含む)	150 m²
⑦多目的スペース	0 m²	590 m²	590 m²	590 m²
市民活動支援スペース	(執務室に含む)			
⑧食堂・売店	411 m²	490 m²	(⑬に含む)	710 m²
⑨総合情報コーナー	(敷地内に設置)	60 m²	(⑬に含む)	110 m²
⑩議場等	2, 620 m²	2,600 m²	1, 470 m²	1,680 m²
⑪執務室	8, 045 m²	8, 400 m ²	11, 174 m²	11, 250 m²
⑫打合せ等共有スペース	(執務室に含む)	940 m²	(⑬に含む)	
13会議室	1,019 m²	1,800 m²	8, 950 m²	1,610 m²
⑭倉庫・書庫	656 m²	1,900 m²	1, 453 m²	1, 190 m²
15情報管理室	287 m²	300 m²	300 m²	60 m²
16災害対策本部・備蓄倉庫	83 m²	550 m²	550 m²	470 m²
⑪電気室・機械室等	1, 476 m²	1,770 m²	電気室 380 m²	3, 200 m²
			機械室 1,870 m²	
⑱給湯室・更衣室・守衛室等	2, 630 m²	2, 120 m²	(⑬に含む)	5, 360 m²
	(ピロティ等除き 1,733 ㎡)			
合計面積	23, 001 m²	33, 410 m²	36, 267 m²	38, 410 m²
	Û	Û	Ţ	Û

